

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 市民活動 市民が自主的に行う公益性のある活動で営利のみを目的としないものをいう。
- (4) 地域コミュニティ 市民が共同体意識又は連帯感を持って生活する一定範囲の基礎的な近隣社会をいう。
- (5) 地域コミュニティ活動 地域コミュニティに関して市民が自主的に行う公益性のある活動をいう。
- (6) 協働 それぞれが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、他者の存在意義と特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力し合うことをいう。
- (7) 協働のまちづくり 市、市民及び事業者の協働によるまちづくりをいう。

### (趣旨)

この条例を読む際に共通の認識を持つ必要のある語句について定義するものです。

### (考え方)

- ① 「市民」とは、地方自治法第10条で規定する市内に住所のある人のほか、実態として八戸市に住んでいるすべての人を指し、国籍・人種等による区別はないものとします。また、住居があるばかりではなく、市内に通勤・通学するなど、八戸市のまちづくりに関わりを持つ人々すべてを含みます。
- ② 「事業者」とは、市内に事業所等を持ち、事業活動を行う民間の企業・商店、社会福祉法人等をいいます。これら民間の企業・商店、各種法人等は市民生活や地域社会と密接な関わりを持ち、組織として、まちづくりに参加・協力する立場にあると考えられます。事業者も法人という範疇で市民に含める考え方もありますが、この条例では、法人格の有無に関わらず組織としての存在の役割に着目します。
- ③ 「市民活動」とは、市民の自主的・自発的な意思に基づく活動であり、課題解決を目指す活動によって、まちづくりの担い手として期待されているものです。ただし、特定の政治や宗教の普及・啓発活動は含みません。
- ④ 「地域コミュニティ」とは、市民にとって、最も身近な生活の場（基盤）であり、まちづくりへの最も身近な参加の場と考えられます。身近なところでは、地縁を基礎とした町内会や自治会、まちづくり協議会などの組織があります。
- ⑤ 「地域コミュニティ活動」とは、地域コミュニティで、地域住民が自主的に行う助け合いや地域安全活動、環境美化活動などの公益性のある活動のことを言います。
- ⑥ 「協働」とは、市民と行政、事業者がそれぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関係で協力しあうことです。
- ⑦ 「協働のまちづくり」とは、市、市民及び事業者の三者が前号の「協働」によってまちづくりを行うことです。